

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成19年3月8日(2007.3.8)

【公開番号】特開2006-53641(P2006-53641A)

【公開日】平成18年2月23日(2006.2.23)

【年通号数】公開・登録公報2006-008

【出願番号】特願2004-233187(P2004-233187)

【国際特許分類】

G 0 7 D 9/00 (2006.01)

G 0 6 Q 40/00 (2006.01)

G 0 6 K 17/00 (2006.01)

【F I】

G 0 7 D 9/00 4 5 6 F

G 0 6 F 17/60 2 3 6 A

G 0 6 F 17/60 2 4 4

G 0 6 F 17/60 2 4 8

G 0 6 K 17/00 L

【手続補正書】

【提出日】平成19年1月24日(2007.1.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

(a) 上位装置に通信可能に接続され、金融機関に口座を開設している顧客が操作して金融取引を行う自動取引装置であって、

(b) 磁気データを記録する磁気ストライプを備えるカードを取り扱うカード取り扱い部と、

(c) 磁気データを記録する磁気ストライプを備える通帳を取り扱う通帳取り扱い部とを有し、

(d) 前記カード又は通帳の一方の磁気データに異常がある場合、他方の磁気データから前記口座を特定し、前記上位装置に記録された前記口座に関するホストデータに基づいて、異常がある磁気データを再生することを特徴とする自動取引装置。

【請求項2】

前記異常がある磁気データとホストデータとを比較し、所定値以上のデータが同じであるときに、異常がある磁気データを再生する請求項1に記載の自動取引装置。

【請求項3】

(a) 上位装置に通信可能に接続され、金融機関に口座を開設している顧客が操作して金融取引を行う自動取引装置であって、

(b) 磁気データを記録する磁気ストライプ及びエンボスデータを記録するエンボス部を備えるカードを取り扱うカード取り扱い部を有し、

(c) 前記カードの磁気データに異常がある場合、エンボスデータから前記口座を特定し、前記上位装置に記録された前記口座に関するホストデータに基づいて、異常がある磁気データを再生することを特徴とする自動取引装置。

【請求項4】

前記異常がある磁気データとホストデータとを比較し、所定値以上のデータが同じである

ときに、異常がある磁気データを再生する請求項 3 に記載の自動取引装置。

【請求項 5】

(a) 上位装置に通信可能に接続され、金融機関に口座を開設している顧客が操作して金融取引を行う自動取引装置であって、

(b) 磁気データを記録する磁気ストライプ及び電子データを記録する IC を備えるカードを取り扱うカード取り扱い部を有し、

(c) 前記カードの磁気データに異常がある場合、電子データから前記口座を特定し、前記上位装置に記録された前記口座に関するホストデータに基づいて、異常がある磁気データを再生することを特徴とする自動取引装置。

【請求項 6】

前記異常がある磁気データとホストデータとを比較し、所定値以上のデータが同じであるときに、異常がある磁気データを再生する請求項 5 に記載の自動取引装置。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

そのために、本発明の自動取引装置においては、上位装置に通信可能に接続され、金融機関に口座を開設している顧客が操作して金融取引を行う自動取引装置であって、磁気データを記録する磁気ストライプを備えるカードを取り扱うカード取り扱い部と、磁気データを記録する磁気ストライプを備える通帳を取り扱う通帳取り扱い部とを有し、前記カード又は通帳の一方の磁気データに異常がある場合、他方の磁気データから前記口座を特定し、前記上位装置に記録された前記口座に関するホストデータに基づいて、異常がある磁気データを再生する。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

本発明の更に他の自動取引装置においては、上位装置に通信可能に接続され、金融機関に口座を開設している顧客が操作して金融取引を行う自動取引装置であって、磁気データを記録する磁気ストライプ及びエンボスデータを記録するエンボス部を備えるカードを取り扱うカード取り扱い部を有し、前記カードの磁気データに異常がある場合、エンボスデータから前記口座を特定し、前記上位装置に記録された前記口座に関するホストデータに基づいて、異常がある磁気データを再生する。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

本発明の更に他の自動取引装置においては、上位装置に通信可能に接続され、金融機関に口座を開設している顧客が操作して金融取引を行う自動取引装置であって、磁気データを記録する磁気ストライプ及び電子データを記録する IC を備えるカードを取り扱うカード取り扱い部を有し、前記カードの磁気データに異常がある場合、電子データから前記口座を特定し、前記上位装置に記録された前記口座に関するホストデータに基づいて、異常がある磁気データを再生する。